

岩手県告示第 712 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 3 項において準用する同法第 53 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、県営浚民地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成 19 年 10 月 12 日

岩手県知事 達 増 拓 也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減じる地積
				m ²	m ²
一関市大東町浚民字石合	6 番 4	田	田	2,020	135
〃	1 番 2	〃	〃	3,027	275
〃	6 番 1	〃	〃	1,949	162
〃	9 番 1	〃	〃	3,654	228
〃	5 番 1	〃	〃	2,423	564
〃	13 番 1	〃	〃	595	26
〃	5 番 5	〃	〃	943	73
〃	18 番	〃	〃	1,907	319
〃	41 番 2	〃	〃	4,784	210
〃	41 番 1	〃	〃	2,487	109
〃	35 番 3	〃	〃	2,083	91
〃	36 番	〃	〃	2,957	171
〃	1 番 1	〃	〃	851	37
〃	14 番 1	〃	〃	2,217	97
一関市大東町浚民字伊勢堂	9 番 4	〃	〃	1,715	138
〃	13 番 1	〃	〃	1,933	113
〃	16 番 5	〃	〃	745	319
〃	15 番 6	〃	〃	3,999	576
〃	6 番 4	〃	〃	1,976	307
〃	10 番 5	〃	〃	2,386	104
〃	14 番 6	〃	〃	970	253
〃	12 番 4	〃	〃	1,283	270
〃	11 番 4	〃	〃	1,011	65
〃	4 番 1	〃	〃	913	218
〃	4 番 5	〃	〃	703	40
〃	3 番 1	〃	〃	954	41
〃	7 番 1	〃	〃	971	42
〃	14 番 3	〃	〃	1,906	167
〃	6 番 1	〃	〃	941	127
〃	21 番 2	〃	〃	310	13
〃	9 番 1	〃	〃	925	148
一関市大東町浚民字八幡前	4 番 2	〃	〃	1,917	126

〃	18番1	〃	〃	5,920	341
〃	12番	〃	〃	3,486	44
〃	3番2	〃	〃	995	43
〃	3番1	〃	〃	1,944	126
〃	2番3	〃	〃	2,290	99
一関市大東町渋民字平前	16番	〃	〃	1,262	59
〃	1番5	〃	〃	916	92
〃	1番2	〃	〃	1,062	135